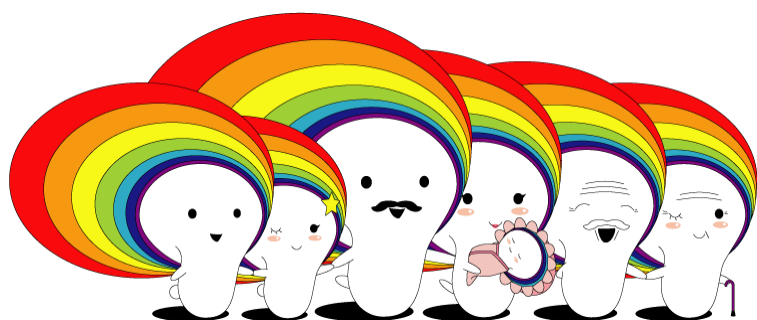


# ハンディキャブ

## 貸出事業のご利用案内

令和6年度版



【問合せ・連絡先】

社会福祉法人 中央区社会福祉協議会

**在宅福祉サービス部推進課**

電話：3206-0603 FAX：3523-6386

E-mail: [zaitaku@shakyo-chuo-city.jp](mailto:zaitaku@shakyo-chuo-city.jp)

窓口開所時間：

月曜～金曜（土日祝日・年末年始は除く）8：30～17：00

# ハンディキャブのご利用について

## 1. はじめに

中央区社会福祉協議会では、**本会会員**で**区内在住**の車いすを利用している方や介助が必要な方などが外出する際、車いすのままでも乗り降りができるハンディキャブ2台を貸出しています。

令和6年度の貸出実施日時は、以下の日及び車両整備日を除く、**午前9時～午後5時**です。

- ・5月2日(木)～5月6日(月)まで
- ・12月28日(土)～1月6日(月)

※区民の方にキャブ貸出事業を紹介するためのイベントに出展することがあります。



ハンディキャブ1号車 日産セレナ

\*電動リフト式

車いす1台(1名)と運転者を含めて6人乗り



ハンディキャブ2号車 日産キューブ

\*スロープ式

車いす1台(1名)と運転者を含めて3人乗り  
(車いすを使用しない場合は最大5人乗り)

利用限度は、  
**月3日以内**

※月3日以内の範囲(最長2泊3日)で宿泊も可能です。  
宿泊利用時の運転者は利用者が確保してください。  
運転ボランティアの紹介はできません。

ハンディキャブの運行は、原則として東京都内とその近辺です。  
運転ボランティアを希望する場合は、中央区内及びその近辺(中央区役所を中心とした地図上の直線距離でおおむね半径20kmの範囲内)で、利用者の乗降地のいずれかが中央区内とします。

ただし、「利用者本人の治療で必要な移送」「家族のお見舞い」「お墓参り」等、ご事情がある場合はこの限りではありませんので、お気軽にご相談ください。

## 2. 利用登録

ご来所または職員が訪問し、事業説明(要予約)のあと利用登録手続きを行います。  
新規にご登録される方は**利用希望日の14日前**までにご登録を完了してください。

【必要な書類】

- ハンディキャブ利用登録書 ※有効期間は毎年4月1日～翌年3月31日
- 運転される方全員分の運転免許証コピー (※本会加入の自動車保険適用は21歳以上となります)

【年度毎にお支払いいただくもの】

- 社会福祉協議会会費 1,000円以上
- ハンディキャブ利用登録年会費 2,000円 ※10月以降の登録の場合は1,000円

### 3. 登録から利用までのながれ



- ・利用登録
- ・登録年会費等の支払い
- ・ハンディキャブ操作方法  
ご案内



**利用希望日の1ヶ月前から  
前開所日正午まで申し込み受け付け**  
\*\*平日 8:30~17:00\*\*

**運転ボランティア希望は10開所日前までに申込**



運転ボランティア希望の場合

**運転ボランティアに打診します。**

天候や災害、またはボランティアさんの急な都合で運行  
ができない可能性があることをご理解ください。

**介助者は申込者が確保してください。**

介助者がいないと運転ボランティアを紹介できません。



【ハンディキャブ利用証】を申込者、運転ボランティア宛に送付します。



**ご利用当日、中央区役所守衛室よりキャブポーチを受け取ってください。**  
ポーチの中身：①【ハンディキャブ運行日誌】②車の鍵

**\*\*\* 出発前に走行メーターの記入を忘れずに!!!! \*\***



【ハンディキャブ運行日誌記入例①】を  
参考にしてください。

区役所駐車場帰庫後、記入済みの運行日  
誌と燃料費をポーチに入れてください。

【ハンディキャブ運行日誌記入例②】を参考にしてく  
ださい。

『区役所から区役所までの距離で燃料費を算出します。  
終了場所にて燃料費を精算し、現金はポーチに入れてく  
ださい。（運行中の**駐車料金、有料道路料金、ボランテ  
ィアにかかる経費**などは利用者負担です）

燃料費支払いの  
ため小銭を  
ご準備ください。

車内清掃と忘れ物  
確認をしてください

※ゴミはお持ち帰りください

#### \* 運転ボランティアを利用される方へ \*

- ① **安全運行**の妨げとなる行為、運転者に対し**敬意**を欠く言動がみら  
れた場合は今後、運転ボランティアの紹介をお断りします。
- ② ボランティアにかかる経費とは、長時間の運転や利用が**お昼**を  
またぐ場合などの**飲食費**です。ただしボランティアさんへ特別な  
御礼の金品は必要ありません。
- ③ 予定のコースを**急に変更**することや、時間を**延長**することは  
ご遠慮ください。
- ④ 当日、急遽運転ボランティアが活動できなくなった場合、利用者が  
移動のために要した交通費(タクシー代等)は社会福祉協議会で  
負担しますので**交通費領収書**原本は保管しておいてください。

中央区役所守衛室にキャブポーチを**返却**してからお帰りください。  
ポーチの中身▶▶①ハンディキャブ運行日誌 ②車の鍵 ③燃料費

## 4. 申込方法

\*\*\*受付時間：平日 8：30～17：00\*\*\*

**利用希望日の1ヶ月前**から**前開所日の正午**までに在宅福祉サービス部推進課に来所または電話・メール等でお申込みください。次の内容を伺います。



- 申込者と利用者のお名前
- 利用時間、利用内容、目的地
- 運転者、同乗者（続柄）の確認
- 運転ボランティア紹介希望の場合⇒待ち合わせの時刻と場所、終了予定時刻と場所

□利用希望日の**1ヶ月前**が土日・祝日・年末年始の場合、その**前開所日**が予約可能な日となります。

**※宿泊利用を希望の場合には、宿泊最終日から起算した1カ月前から予約が可能となります。（利用料金については、下記の満タン返却の精算方法となります。）**

□運転ボランティアは**運転とリフトの操作のみ**を行います。

玄関から車までの介助、荷物運び、受診の付添い、買い物のお手伝いなどはありません。

**付添いの方がいらっしゃらない場合、運転ボランティアの紹介はできません。**

□台風や降雪などの**悪天候**が予想される場合は、貸出を**中止**します。その際は、ご利用予定日の前日午前9時時点の気象庁天気予報で判断し、ご連絡します。（**代替交通手段を確保する場合は利用者自身で手配し、代替にかかる費用も利用者負担となります。**）

□運転ボランティアに申込みについて直接連絡をしないでください。

□虚偽の申告があった場合や、利用マナーが守られない場合は、利用を取り消すとともに、次回以降の申込みについてお断りする場合があります。

## 5. 利用料金（燃料費）について

\*利用時毎にお支払いいただくもの

燃料費                      ≪給油はレギュラーガソリン≫

1号車：1kmあたり20円を走行距離に積算した額。  
ただし走行距離5km以下の場合是一律100円。

2号車：1kmあたり15円を走行距離に積算した額。  
ただし走行距離5km以下の場合是一律80円。

▶▶ 車内に燃油料と距離数の早見表があります ◀◀

☆☆☆ **宿泊利用時は満タン出発・満タン返却** ☆☆☆

区内のガソリンスタンドで満タンにし返却することも可能です。その際は領収書（**レシート原本**）を運行日誌、鍵とともに在宅福祉サービス部推進課に提出してください。

**※返金分のレシートは原本が必要**です。

【満タン返却の精算方法】

**※この場合、走行距離に応じた利用料金(燃料費)の支払いは不要です。**

- (1) 出発時に区内のガソリンスタンドで満タンにする。領収書(①)をもらい返却時に提出。
- (2) 帰着時に区内のガソリンスタンドで満タンにする。領収書(②)をもらい返却時に提出。
- (3) 領収書①の金額については在宅福祉サービス部推進課負担分なので、その金額を後日連絡して返金します。領収書②により「帰庫時満タン」扱いとします。



## 6. 事故・故障の時は

ハンディキャブ運転中に事故・故障が発生した時は、早急に在宅福祉サービス部推進課に知らせていただくとともに、事故の場合は法令で定められた措置をとってください。当事者同士での示談等はせずに、必ず在宅福祉サービス部推進課の指示を仰いでください。なお、本会閉所時は下記に連絡するとともに直近の開所日にご連絡ください。後日、事故に関する書類（事故届等）を提出していただきます。

### 在宅福祉サービス部推進課閉所時の緊急連絡先

日産カーライフ保険 ☎ 0120-981-923

JAFロードサービス ☎ 0570-00-8139

※JAFの会員証は運転席のファイルに入れてあります

本会では、車両に関する任意保険(自動車損害賠償保険及び自動車保険)に加入しておりますが、その適用については事故等毎に個別に判断・対応いたします。事故等の状況によっては利用者(運転者)の負担が発生する場合があります。

## 7. 注意・お願い ※利用のルールが守られない場合は、利用をお断りします。

- ・運転前に**アルコール検査**を実施してください。
- ・交通ルールを守りましょう。駐車時は**必ず駐車場**を利用してください。
- ・**交通違反**をした場合の**全責任**は、利用者（**運転者**）が**負う**こととします。本会  
は所有者責任をとりません。
- ・ハンディキャブ車内は**禁煙**です。
- ・**ペット**などの動物は**同乗できません**。
- ・次に利用する方が気持ちよく使えるよう、ご利用のあとは**清掃**して返却してください。**ゴミ**は利用者の方が**必ずお持ち帰り**ください。
- ・車が**損傷**した場合は、**すみやかに**下記へ**ご連絡**ください。
- ・**宿泊利用**の際は、**満タン返し・洗車**をお願いします。



みなさんが気持ちよく利用できるよう、  
ご協力をお願いします。

# 【ハンディキャブ運行日誌記入例】

ハンディキャブ運行日誌

号車 No. \_\_\_\_\_

利用者  
住所氏名  
日  
開始  
内容  
備  
乗車

この用紙は、区役所守衛室に預けてある透明なポーチの中に車の鍵と一緒に入っています。  
記入例のとおり記入し、当日走行した分の燃料費と一緒にポーチの中に入れて守衛室に戻してください。  
※ お釣りが発生しないように小銭を準備してください。  
※ 満タン返却の場合は、満タンに給油した領収書を提出のこと

- ・(B)-(A)で当日ご利用の走行距離を算出して記入してください。
- ・運転席ドアポケットにある『ガソリン代早見表』を参考に燃料費を記入してください。
- ・ポーチの中に燃料費を入れてお戻しください。(燃料費の領収書は後日お渡しします)

★運転前にアルコール検査を行い、必ず☑を入れてください★

運転前に、アルコール検査を実施し、アルコールは検知されませんでした。  
※に✓をつけてください。アルコールが検知された場合、ご利用いただけません。

出庫時刻： 時 分 ⇒メーター表示 km (A)	差引走行距離(B)-(A) 【ボラティイ運転時は+(C)】
入庫時刻： (精算時刻) 時 分 ⇒メーター表示 km (B)	本日の走行距離 km
初乗車時刻： 時 分 区役所から km (C) (ボラティイ運転時) ※小数点以下切り捨て	燃料費 円 ※ポーチに入れてください ※車内の料金表をご覧ください

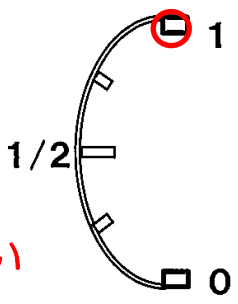
車体の損傷など運転者のご意見・ご感想など  
区役所駐車場を出発する前に、時間とメーター表示距離を記入してください。(A)

区役所駐車場に戻ってきたとき、時間とメーター表示距離を記入してください。(B)

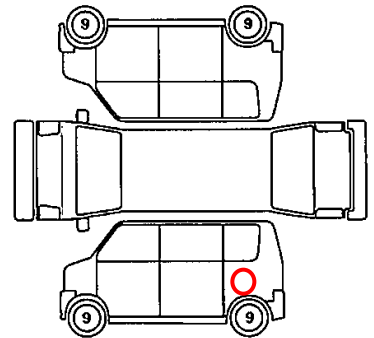
運転者は、必ず9項目のチェックと日付、氏名を記入してください。

- ギア<P>
- サイドブレーキ
- オーディオOFF
- 車内清掃※ゴミ持ち帰り
- 忘れ物チェック
- ※2号車のみ5人乗仕様に戻す
- 車内外のランプ類消灯

8 ガソリン残量※○印で記載



9 車体のキズ・へこみ等



↑  
☑を入れてください

< あて先 >  
社会福祉法人 中央区社会福祉協議会会長  
上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

★運転者は必ず記入してください★  
報告者氏名 \_\_\_\_\_